

JIS

下水道用マンホール蓋

JIS A 5506 : 2018

(JGMA/JSA)

平成 30 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	宇 治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾 野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会 (岡山大学)
	石 田 知 子	株式会社大林組
	木 幡 行 宏	室蘭工業大学
	清 水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (旭コンクリート工業株式会社)
	鈴 木 澄 江	一般財団法人建材試験センター
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	谷 村 充	一般社団法人セメント協会
	塚 本 良 道	公益社団法人地盤工学会 (東京理科大学)
	津 川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会 (飛鳥建設株式会社)
	早 川 光 敬	一般社団法人日本建築学会
	原 田 修 輔	全国生コンクリート工業組合連合会
	久 田 真	東北大学
	渡 辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 33.3.29 改正：平成 30.12.20

官 報 公 示：平成 30.12.20

原 案 作 成 者：日本グラウンドマンホール工業会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 3-10-6 ヒノデビル TEL 03-3582-9050)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：土木技術専門委員会 (委員長 宇治 公隆)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	2
5 構造・性能	2
5.1 マンホール蓋の性能	2
5.2 荷重強さ	2
5.3 蓋のがたつき防止性	3
5.4 蓋の開閉操作性	3
5.5 蓋の内圧安全性	3
6 形状及び寸法並びに寸法の許容差	3
7 外観	4
8 材料	4
9 塗装	4
10 試験方法	4
10.1 荷重たわみ試験	4
10.2 耐荷重試験	5
10.3 蓋のがたつき防止性試験	5
10.4 蓋の開閉性試験	5
10.5 蓋の逸脱防止性試験	5
10.6 蓋の不法開放防止性試験	5
10.7 蓋の圧力解放耐揚圧性試験	5
10.8 寸法測定	7
10.9 外観	7
11 検査	7
12 表示	8
13 使用上の注意事項	8
附属書 A (規定) 転落防止装置及びその性能試験	11
附属書 B (参考) マンホール蓋の施工要領	14
附属書 C (参考) マンホール蓋の設置要領	17
附属書 D (参考) マンホール蓋の維持管理要領	20
附属書 E (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	25
解 説	32

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本グラウンドマンホール工業会（JGMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 5506:2008** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

下水道用マンホール蓋

Manhole covers for sewerage works

序文

この規格は、1958年に制定後、7回の改正を経て今日に至っている。今回、近年の気象変動及び社会の安全性向上に関する要請に応えるために、マンホール蓋の種類及び性能を見直す改正を行った。

なお、技術上重要な改正に関する新旧対照表を、**附属書 E** に示す。

1 適用範囲

この規格は、下水道に使用する枠内径 600 mm マンホールの蓋及び枠（以下、マンホール蓋という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0403 鋳造品一寸法公差方式及び削り代方式

JIS B 0405 普通公差—第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差

JIS B 7502 マイクロメータ

JIS B 7503 ダイヤルゲージ

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7518 デプスゲージ

JIS G 5501 ねずみ鋳鉄品

JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

マンホール蓋

下水道用マンホールに使用する蓋と枠との総称。

3.2

勾配受け構造

蓋外周と枠内周との接触面を勾配に機械加工した構造で、車両通行などによって蓋にかかる荷重を枠勾配面で受け、蓋を枠に食い込ませることで長期の蓋のがたつき防止性を確保させるかん合構造。